

# 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段「ギフト旅行券」の払戻しのお知らせ

平成29年7月28日(金)にお取扱いを終了いたしました当社発行の前払式支払手段「ギフト旅行券」につきまして、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、お申出期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の称号  
株式会社昭和トラベラーズクラブ

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類  
「ギフト旅行券」(1,000円券、10,000円券)

○払戻しのお申出期間  
平成29年7月31日(月)から平成29年9月29日(金)まで  
受付時間 平日 10:00~17:00 (土日祝日 休み)  
※当該お申出期間内にお申出をいただかなかった場合は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意くださいようお願いいたします。

○お申出の方法

①平成29年7月31日(月)~8月31日(木):唐津支店カウンター、福岡支店カウンターへ「ギフト旅行券」をご提出ください。

唐津支店 月~金 10:00~17:30 (土日祝日 休み) 電話0955-72-3101  
福岡支店 月~金 10:00~17:30 (土日祝日 休み) 電話092-322-1461

②平成29年9月1日(金)~9月29日(金):本社管理部へお電話でお申し出の上、「ギフト旅行券」をご持参のうえご来社ください。

管理部 月~金 10:00~17:30 (土日祝日 休み) 電話0955-74-1124

※期間内にご来店、ご来社できない場合は、郵送でご対応いたしますので上記管理部へお電話でお申し出ください。

○払戻しの方法

「ギフト旅行券」と引き換えに、未使用残高全額を手数料なしで現金にて払戻します。  
現金の受領の際には、未使用残高を受領した旨の自署または記名、押印をお願いいたします。

○払戻しに関する問い合わせ先

株式会社昭和トラベラーズクラブ 本社管理部  
佐賀県唐津市南城内2番21号  
電話 0955-74-1124  
受付時間 平日10:00~17:30(土日祝日 休み)